

特別養護老人ホーム 菜の花 入所料金表

令和7年 8月 1日改正

<2割負担の方>

多床室(4人部屋)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

1単位=10.14円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用単位	589単位/日	659単位/日	732単位/日	802単位/日	871単位/日
介護保険料2割負担分	約1,195円/日	約1,337円/日	約1,485円/日	約1,627円/日	約1,767円/日
食費	1,445円				
居住費	915円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階		第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、年金収入等120万円超の方②	市町村民税世帯非課税者で、年金収入等80万円超120万円以下の方①	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,445円	1,360円	650円	390円	300円
居住費	915円	430円	430円	430円	0円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

個室(従来型個室)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用単位	589単位/日	659単位/日	732単位/日	802単位/日	871単位/日
介護保険料2割負担分	約1,195円/日	約1,337円/日	約1,485円/日	約1,627円/日	約1,767円/日
食費	1,445円				
居住費	1,231円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階		第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、年金収入等120万円超の方②	市町村民税世帯非課税者で、年金収入等80万円超120万円以下の方①	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,445円	1,360円	650円	390円	300円
居住費	1,231円	880円	880円	480円	380円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

多床室・従来型個室共通料金

【各種加算】

加算名	単位数	2割負担	算定要件
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	ひと月の総単位数 ×13.6%円／月		介護現場で働く介護職員の処遇向上を目的として加算されます。
初期加算 (入所日から30日)	30単位／日	約61円／日	入所された日から30日間に限り、加算されます。
安全対策体制加算 (入所時に1回)	20単位／回	約41円／回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し体制が整備されている場合、入所時に1回加算されます。
外泊時費用 (月に6日を限度)	246単位／日	約499円／日	入所者が入院または居宅に外泊した場合、外泊初日と最終日以外の所定サービス費に代えて加算されます。
療養食加算	6単位／回	約12円／回	疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供が、管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合に加算されます。
看護体制加算Ⅰ	4単位／日	約8円／日	常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算 Ⅰ	40単位／月	約81円／月	入所者ごとの心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しており、かつ、必要に応じてサービス計画を見直す等、有効に情報を活用することで加算されます。
経口移行加算 (栄養マネジメント加算を算定している場合)	28単位／日	約57円／日	医師の指示に基づき、多職種が共同して経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士による栄養管理及び言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合に加算されます。(計画が作成された日から起算して180日以内とされるが、経口摂取が一部可能であり医師の指示に基づき、継続して栄養管理及び支援が必要とされる場合は継続が可能)
経口維持加算(Ⅰ) (栄養マネジメント加算を算定し、経口移行加算を算定していない場合)	400単位／月	約812円／月	経口摂取し、摂取機能障害を有し誤嚥が認められる者に医師の指示に基づき、多職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11単位／日	約22円／日	低栄養リスクが高い入所者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行う場合に加算されます。
特別通院送迎加算	594単位／月	約1,206円／月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合加算されます。

加算名	単位数	2割負担	算定要件
看取り介護加算Ⅰ	死亡日 1,280単位	約 2,596円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その旨を入所者又はその家族等に説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての同意を得て、入所者の看取り介護を実施した場合に加算されます。
	死亡日の前日及び前々日 680単位/日	約 1,380円/日	
	死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日	約 292円/日	
	死亡日45日前から31日前まで 72単位/日	約146円/日	
若年性認知症 入所者受入加算	120単位/日	約244円/日	65歳未満で発症した認知症によって要介護となった入所者を受け入れた場合に加算されます。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 (入所後7日を限度)	200単位/日	約406円/日	認知症の症状のため在宅生活が困難であり、緊急に入所（一時的な入所）することが適当であると医師が判断した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	約456円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理の調整を行った場合に1回限り加算されます。
退所時等相談援助加算 1) 退所前訪問相談援助加算 2) 退所後訪問相談援助加算 3) 退所時相談援助加算 4) 退所前連携加算	1) 460単位/回 2) 460単位/回 3) 400単位/回 4) 500単位/回	1) 約 933円 2) 約 933円 3) 約 811円 4) 約 1,014円	(1) 退所に先立って、機能訓練指導員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。 (2) 退所後30日以内に、当該入所者の居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。 (3) 退所し、居宅において居宅サービス、地域密着型サービスを利用する場合において相談援助を行い、かつ同意を得て市町村及び老人介護支援センタに対して情報提供した場合に加算されます。 (4) 退所に先立って、当該入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して、同意を得て介護状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して、退所後のサービス調整を行った場合に加算されます。
じょくそう 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	約6円/月	褥瘡発生のリスクについて3月に1回評価し、リスクがあるとされた入所者に対しケア計画の作成、褥瘡管理を実施した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月	約26円/月	(Ⅰ)に加え、入所時の評価の結果、褥瘡の発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡が無い場合に加算されます。
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	約20円/月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、入所時等に評価し、6月に1回、評価を行い、支援計画を作成し、実施していること。3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していることで算定出来ます。
排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月	約30円/月	(Ⅰ)に加え入所時と比較し排尿・排便の一方が改善しいずれにも悪化がない場合に加算されます。
排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月	約41円/月	(Ⅱ)に加えオムツ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。

※ご本人の状況により対象となります。

【その他料金（実費にてご負担いただくもの）】

おやつ代	110円/日	
テレビ貸出料	60円/日	減価償却費相当
個人使用電気代 ※希望の方	110円/日	個人専用の家電製品の電気代（1コンセント当り）
預り金管理 ※必要な方	3,000/月	利用者が所有する現金等の適正な管理を行う。
理美容代	実 費	カット、カラー、パーマ等

注) 料金を掲示したもの以外に、ご利用者からの特段の希望・依頼により購入する日常生活品や、特別な食事等については、実費をいただきます。